

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

この法律の施行後五年を目途に行われるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の検討について、「生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて」行うことを明記すること。

(附則第二条関係)